



現況届の手続をお忘れなく  
**児童扶養手当・特別児童扶養手当**

児童扶養手当と特別児童扶養手当を受給している方に、「現況届のご案内」をお送りしましたので、いずれも期限までに手続をしてください。また、児童扶養手当の受給開始から5年が経過した方などには、「一部支給停止適用除外事由届出書のご案内」を事前にお送りしていますので、併せて確認をしてください。

なお、児童扶養手当の現況届の手続には、下記の一斉受け付けをご利用ください。

**【一斉受付期間/会場】**8月8日(火)～15日(火)の午前9時～午後4時(土・日曜日、祝日を除く) / 区役所会議室31(3階) \*期間内に手続ができない方は問合せ先へ要相談**【問合せ】**子育て支援課児童手当・医療助成係 ☎5608-6376



ぜひ、ご推薦ください  
**産業振興優秀技能者表彰**

区内の中小企業に勤め、優れた技能を持っている方を「優秀技能者」として表彰しています。この度、今年度の優秀技能者を募集しますので、ぜひ、ご推薦ください。

**【対象】**次の全ての要件を満たす方 ▶区内の中小企業で、建設業・製造業・一般飲食業・サービス業等(事務所等が区内にある企業を含む)に従事している ▶同一業種の技能者として、平成29年10月31日現在、25年以上従事している ▶同一業種で優れた技能を持っており、他の従事者の模範となっている**【選考方法】**書類選考および面接 \*面接日は申込者に後日通知**【申込み】**電話で8月31日までに産業振興課産業振興担当 ☎5608-6186へ \*本人による申込みも可



申請はお早めに  
**心身障害者福祉手当等**

今月以降の心身障害者福祉手当・特別障害者手当・障害児福祉手当、11月からの重度心身障害者手当については、平成28年中の所得を基準に支給の可否を判定します。表1の対象に該当し、28年中の所得が表2の限度額以内である方は、手当が受けられます。新たに該当することになった方は、忘れずに申請してください。

なお、特別養護老人ホーム等の施設に入所している方は、各種手当を受給できません。また、65歳以上の方は、心身障害者福祉手当と重度心身障害者手当を新規に受給することはできません。

**【問合せ】**障害者福祉課障害者給付係 ☎5608-6163

**■心身障害者福祉手当等の対象・手当額**

(表1)

手当の種類	対象	手当額(月額)
心身障害者福祉手当	▶身体障害者手帳1級～3級の方 ▶愛の手帳1度～4度の方 ▶難病の方(医療費助成の認定を受けている方) ▶脳性麻痺の方 ▶進行性筋萎縮症の方	1万5500円 *身体障害者手帳3級と愛の手帳4度の方は7750円
重度心身障害者手当	▶重度の知的障害で著しい精神症状を有する方 ▶重度の知的障害と重度の身体障害が重複している方 ▶両上肢および両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な方	6万円
特別障害者手当	20歳以上で、重度の障害があり、日常生活で常時特別の介護を必要とする重複障害者等	2万6810円
障害児福祉手当	20歳未満で、重度の障害があり、常時介護を必要とする方	1万4580円

**■所得制限の限度額**

(表2)

扶養親族の数	心身障害者福祉手当・重度心身障害者手当	特別障害者手当・障害児福祉手当	
	申請者本人および扶養義務者の所得制限額	申請者本人の所得制限額	扶養義務者等の所得制限額
0人	360万4000円	360万4000円	628万7000円
1人	398万4000円	398万4000円	653万6000円
2人	436万4000円	436万4000円	674万9000円
3人	474万4000円	474万4000円	696万2000円
4人	512万4000円	512万4000円	717万5000円

●特定扶養親族等がある場合、一定額を加算します。所得の計算方法が不明な場合は、お問い合わせください。



水の大切さについて考えましょう  
**打ち水推進月間**

8月1日(火)～7日(月)は、水の大切さや、水資源開発の重要性などについて普及・啓発を行う「水の週間」です。

区では、8月の1か月を「打ち水推進月間」とし、雨水や再利用水での打ち水を推進しています。この機会に打ち水をしてみませんか。期間中に限らず、打ち水に使うひしゃくやバケツ、温度計を貸し出します。用具の数には限りがありますので、ご利用になりたい方は事前に問合せ先へご連絡ください。また、打ち水についての体験談や写真を募集しています。お寄せいただいた体験談や写真の一部は、区ホームページ等で紹介します。

なお、「水の週間」にちなみ、区役所1階アトリウムで雨水タンクや環境に関する展示を実施します。

**【問合せ】**環境保全課指導調査担当 ☎5608-6210



ご協力をお願いします  
**資源物・ごみ集積所利用状況の調査**

区では、集積所をきれいに利用していただくため、集積所ごとの利用家庭を調査しています。そのため、ご自宅へ聞き取り調査に伺う場合がありますので、ご協力をお願いします。

**【とき/対象地域】**下表のとおり**【問合せ】**すみだ清掃事務所分室 ☎3613-2228

とき	対象地域	とき	対象地域
8月	横川二丁目	12月	横網一丁目
9月	横川三丁目	平成30年1月	横網二丁目
10月	横川四丁目	2月	石原一丁目
11月	横川五丁目	3月	石原二丁目



ご協力をお願いします  
**原爆の日・終戦の日の黙とう**

原爆や第二次世界大戦で亡くなられた方を追悼し、世界の恒久平和を願うため、1分間の黙とうにご協力をお願いします。

**【とき】**▶広島原爆の日=8月6日(日)午前8時15分 ▶長崎原爆の日=8月9日(水)午前11時2分 ▶終戦の日=8月15日(火)正午



資源の有効活用にご協力  
**古着・鍋等の回収、フードドライブ**

ご家庭で不要になった古着と鍋などを回収します。また同時に、家庭で余っている食料品等を回収するフードドライブを実施します。

**【回収日時/場所】**▶8月26日(土) / 大横川親水公園管理事務所(吾妻橋3-4-5) ▶8月27日(日) / すみだ清掃事務所(業平5-6-2) \*いずれも午前9時～午後2時**【対象】**区内在住の方 \*事業者を除く**【回収品目】**▶洗濯済みで汚損していない古着や布製品 \*ぬれているものの回収は不可 ▶一辺の長さが30cm未満(柄の長さは含まない)の金属製の鍋・やかん・フライパン ▶賞味期限まで1か月以上ある缶詰や乾麺など \*生ものやアルコール類の回収は不可**【持込方法】**古着、鍋等、食料品を、それぞれ別の袋に入れて、当日直接会場へ \*車での来場は不可**【問合せ】**すみだ清掃事務所分室 ☎3613-2229 \*詳細は問い合わせるか、区ホームページを参照



8月14日から新庁舎で業務を開始します  
**墨田都税事務所**

墨田都税事務所は、新庁舎への移転に伴い、仮庁舎での業務を8月10日(木)で終了し、8月14日(月)から新庁舎での業務を開始します。

**【新庁舎所在地】**業平1-7-4**【問合せ】**▶墨田都税事務所 ☎5669-0138(8月10日まで)・☎3625-5061(8月14日以降) ▶税務課税務係 ☎5608-6008



緊急時や災害時に備えて  
**救急医療情報キットの配布**

区では、緊急時や災害時に駆け付けた救急隊が、迅速・適切な救急活動を行えるよう、「救急医療情報キット」を配布しています。このキットは、かかりつけ医療機関や服薬内容等の医療情報、緊急連絡先などを記入した情報シートと、保険証の写し等を専用の容器に入れ、ご自宅の冷蔵庫で保管していただくものです。ぜひ、ご活用ください。

なお、すでにキットをお持ちで、情報シートに記入した内容に変更があった方は、更新をお願いします。

**【対象】**健康に不安を抱えている方**【費用】**無料**【入手方法】**区が指定する薬局へ申出 \*薬局の一覧は区ホームページで閲覧可**【問合せ】**保健計画課保健計画担当 ☎5608-1305

